

第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託仕様書

1. 業務名

第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託

2. 目的

本業務は男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、令和9年度からの5か年計画となる「第5次志摩市男女共同参画推進プラン」（以下「本計画」という。）を策定し、本計画に基づく施策の実施により、本市における男女平等・男女共同参画社会の形成を更に促進させることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

志摩市

5. 業務内容

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、県の関連計画、志摩市の概要及び社会経済的特性等について、志摩市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）市民アンケート調査

男女共同参画、ジェンダー平等等に関する市民の意識を把握し、計画策定の基礎資料とする。受託者は調査票の設計及び調査票・封筒の印刷、封入封緘・宛名ラベルの貼付、委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる（発送・回収作業及びそれらに必要な費用については委託者が負担する）。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	18歳以上の市民 1,500票
調査方法	郵送・WEB併用調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

男女共同参画に関する施策・事業の実施状況（施策・事業の進捗を測る数値目標の現状値等）について、庁内関係各課を対象とした調査シートの設定及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(4) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、男女共同参画に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(5) 計画骨子（案）・計画（案）の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子（案）を作成して協議を行い、その結果を踏まえて計画（案）を作成する。

計画（案）の提出期日は、令和8年10月13日を基本とする。ただし、庁内関係各課との調整の進捗状況または受注者の責に帰さない事由等により、期日までの提出が困難と認められる場合には、議会全員協議会やパブリックコメント等の必須の手続きを経た上で、履行期間内に業務が完了すると認められる範囲内において、双方協議の上、提出期日を再設定できるものとする。

(6) 成果指標の検討及び設定

次期計画に基づく男女共同参画施策の進捗状況や効果を客観的に把握・評価するため、施策体系に沿った適切かつ測定可能な成果指標を検討し、設定する。

また、指標の現状値の把握及び目標値の設定にあたっては、庁内関係各課等との調整や協議に必要な支援を行う。

(7) 議会及び議会全員協議会への対応支援

計画（案）等の議会及び議会全員協議会への報告・説明にあたり、必要となる会議用資料の作成を行うとともに、事前の打ち合わせ等、円滑な説明に向けた支援を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画（案）についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(9) 志摩市男女共同参画審議会の運営支援

計画内容を審議するための志摩市男女共同参画審議会（2回程度）の運営

について、会議資料を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(10) 男女共同参画に関する各種情報提供支援

男女共同参画、ジェンダー平等等に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。内閣府（男女共同参画局）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して志摩市に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

6. 成果品

- ・ アンケート結果報告書（A4判、80頁程度）：データ納品
- ・ 第5次志摩市男女共同参画推進プラン本編（A4判、80頁程度）：データ納品
- ・ 第5次志摩市男女共同参画推進プラン概要版（A4判、4頁程度）：データ納品
- ・ 情報提供資料一式

7. その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年志摩市条例第26号）を順守するとともに、公告日前日において、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) 仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以上